

【 説 明 事 項 】

(主 要 事 項)

I 支 援 費 制 度

1 支援費制度の基本的考え方

障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本とする制度として、平成15年4月にスタート。

2 平成15年度の施行状況

(1) 居宅サービスの利用の伸び (別紙1)

① 居宅サービスについては、当初の予想を上回るサービス利用の伸びが見られる。

(例)

- ・ ホームヘルプサービスについては、平成15年度において事業費ベースで3割増に耐えられる予算措置を講じていたが、実績見込みでは6割から7割増。
- ・ グループホームも当初の予想を大きく上回る伸び。

② 知的障害者・障害児の利用の伸びが大きく、身体障害者についても、1人当たり利用時間数の伸びが見られる。

(例)

・ ホームヘルプサービス実施市町村数

	14年3月	15年4月
身体障害者	2,283 (72%)	→ 2,328 (73%)
知的障害者	986 (30%)	→ 1,498 (47%)

(カッコ内は全市町村に占める割合)

・ 平成15年度ホームヘルプサービス支払額の推移

(事業費ベース、単位：億円)

法区分	4月分	11月分	4月→11月増加率
身体障害者	43.9 (82.6%)	54.6 (75.8%)	+ 24.3%

知的障害者	6.0 (11.3%)	10.4 (14.4%)	+ 71.8%
児童	3.2 (6.0%)	7.1 (9.8%)	+ 119.9%
合計	53.2 (100.0%)	72.0 (100.0%)	+ 35.5%

(注) カッコ内は構成比。

・身体障害者のホームヘルプサービスの1人当たり利用時間数
(13年度) (15年4月)

身体介護	17時間	→	20時間
移動介護(身体介護を伴う)	17時間	→	23時間
日常生活支援	83時間	→	135時間

(2) 地域差(別紙2)

① サービス利用の現状を見ると、地域差が大きい。

(例)

・ホームヘルプサービス利用者のすそ野の広がりに差がある。

支給決定者数／人口1万人： 7.8倍
(福井県 3.4人、滋賀県 26.8人)

利用者数／人口1万人： 8.8倍
(宮城県 1.9人、大阪府 16.8人)

② ホームヘルプサービスについては、一人当たりの利用時間に差があるほか、サービスの内容ごとに大きな差がある。

一人当たり平均利用時間： 4.7倍
(石川県 8.6時間、東京都 40.8時間)
(除く日常生活支援) : 2.8倍
(石川県 8.6時間、埼玉県 23.5時間)
(移動介護のみ) : 5.9倍
(高知県 4.7時間、埼玉県 28.0時間)

3 平成15年度予算の執行

現在、各市町村からの交付申請書の提出を受け、内容を精査中。

今後の予定としては、各市町村の交付申請額と国庫補助基準をもとに、お示しした配分予定額について増減の調整を行ったうえで、3月下旬に交付決定を行う予定。

4 平成16年度以降の事業運営

(1) 16年度の居宅生活支援費の予算は、厳しい財政状況の中、対前年度比16.7%増を確保（ホームヘルプサービスとグループホームはそれぞれ対前年度比23.0%増、27.5%増を確保）。

(別紙3)

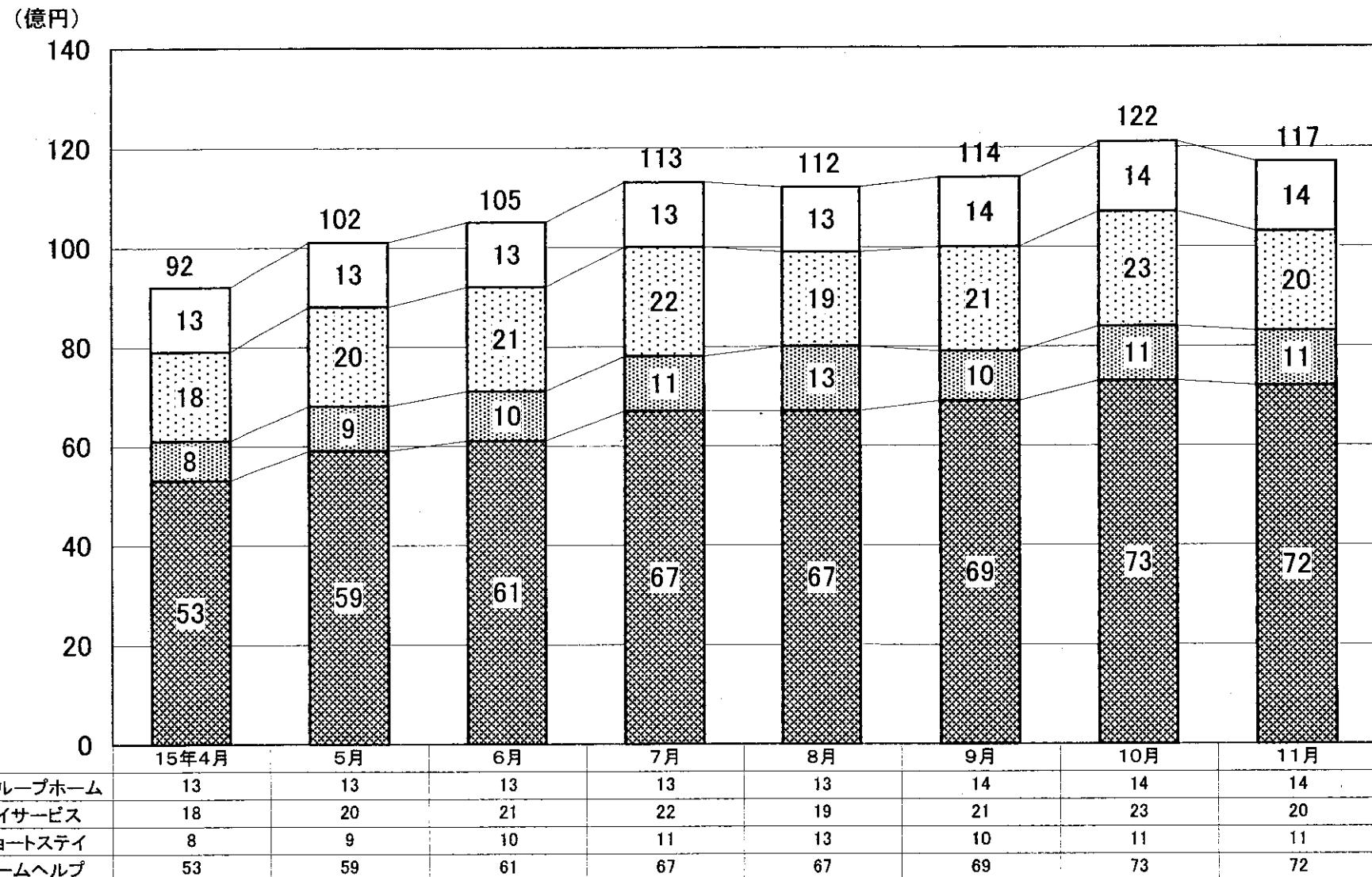
(2) しかしながら、今年度のサービス利用の伸びを考慮すると、16年度以降、極めて厳しい事業運営が見込まれるため、今後、サービスの質を確保しつつ、サービス利用の伸びに耐え得る仕組みの導入や工夫が不可欠。

(3) 地方自治体からは、国庫補助を含めた安定的な財源の確保に関する要望のほか、事業運営上の工夫に関する多くの提案が寄せられている。

(別紙4)

(4) サービスの質を担保しつつ、必要なサービス量を確保するため、当面、16年度の事業運営上の工夫を行うほか、制度全般にわたり、17年度以降、制度改革を行うことも含め、引き続き検討を行うことが必要。

居宅生活支援費の実績(平成15年4月～11月)

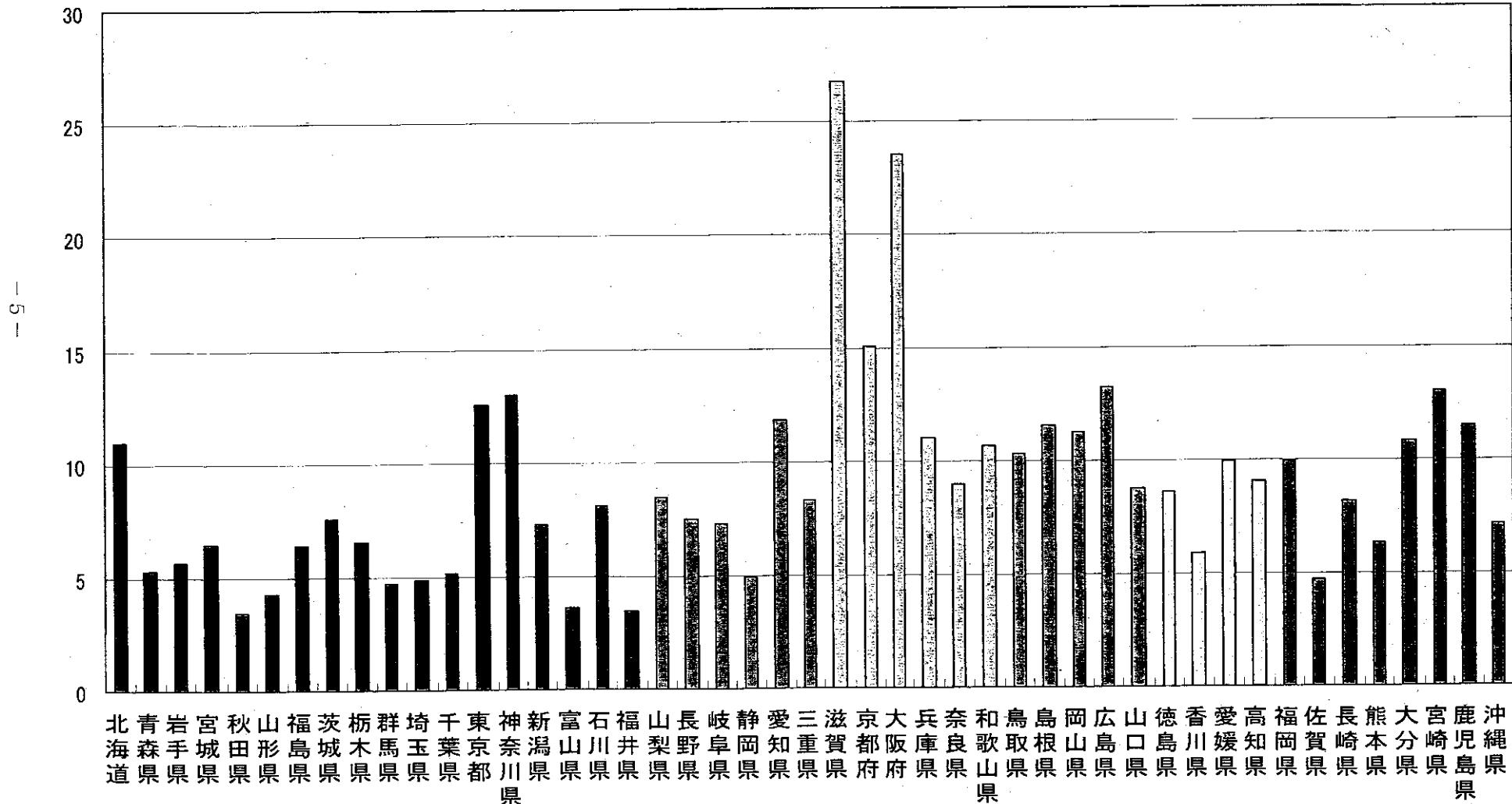


(注) 1 額は、事業費ベース

2 ホームヘルプサービスは、国庫補助基準を上回った分を含む。

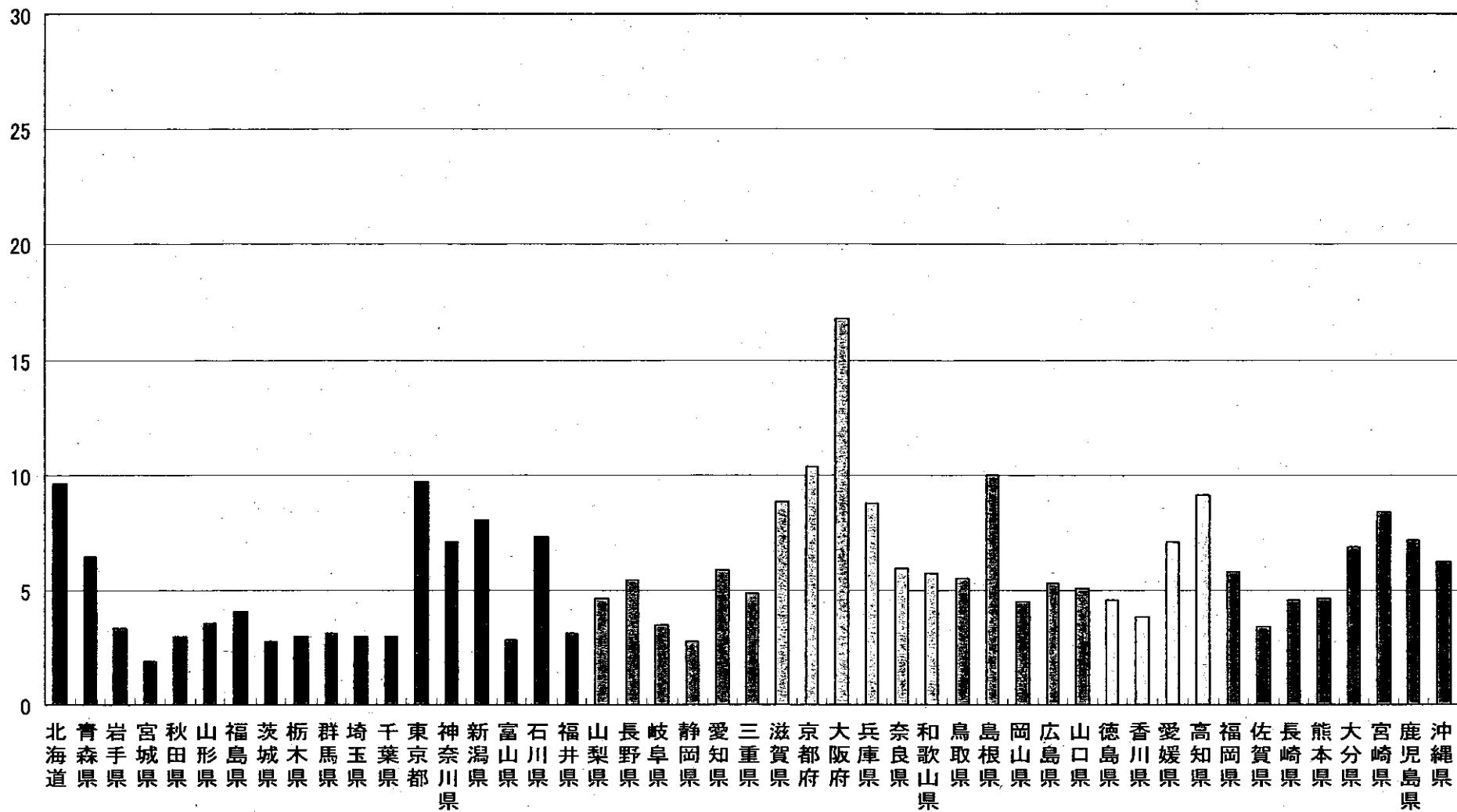
都道府県別に見たホームヘルプサービスの支給決定・利用状況

人口1万人当たりの支援費ホームヘルプサービス支給決定者数(平成15年4月)

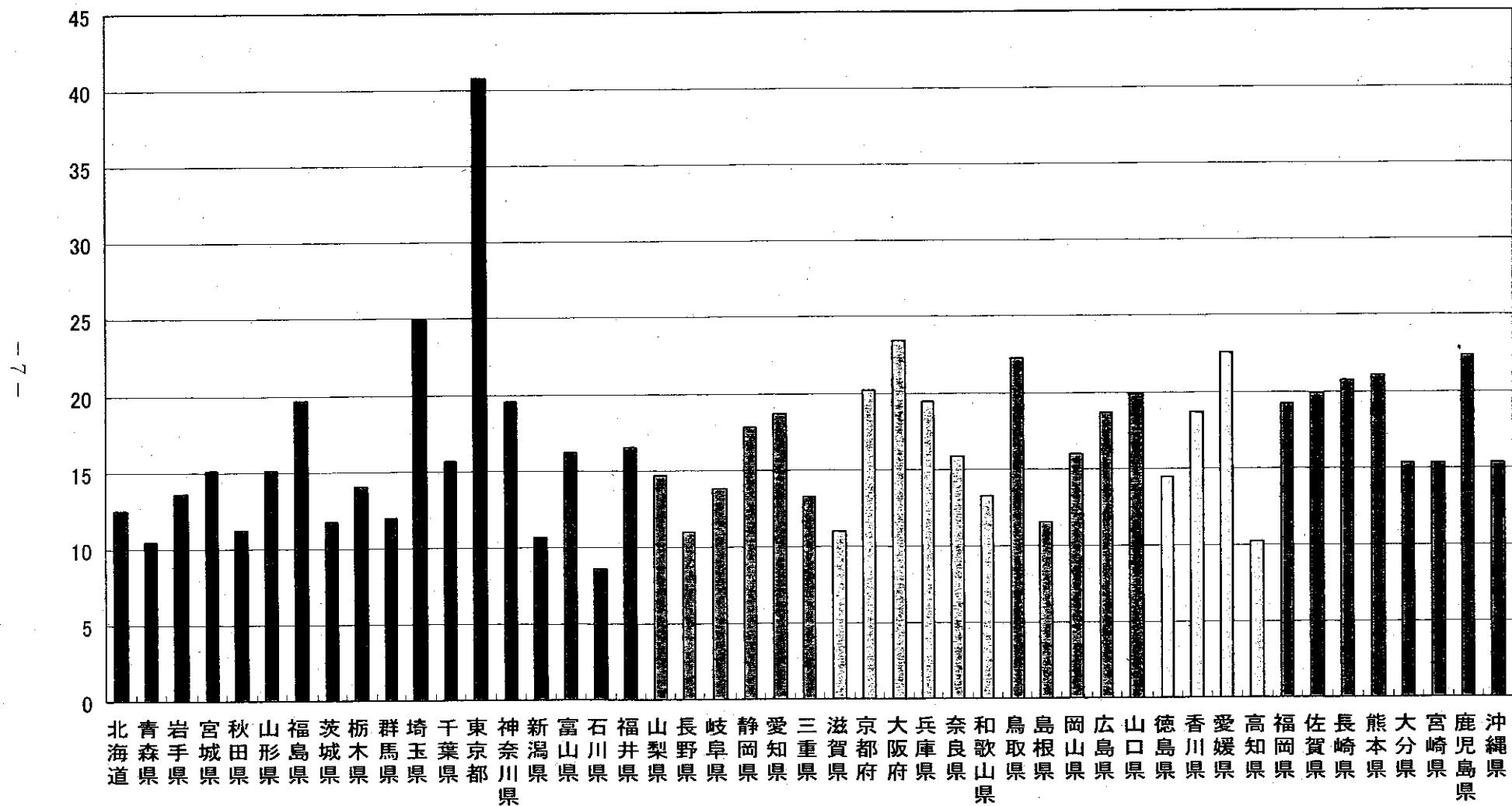


人口1万人当たりの支援費ホームヘルプサービス利用者数(平成15年4月)

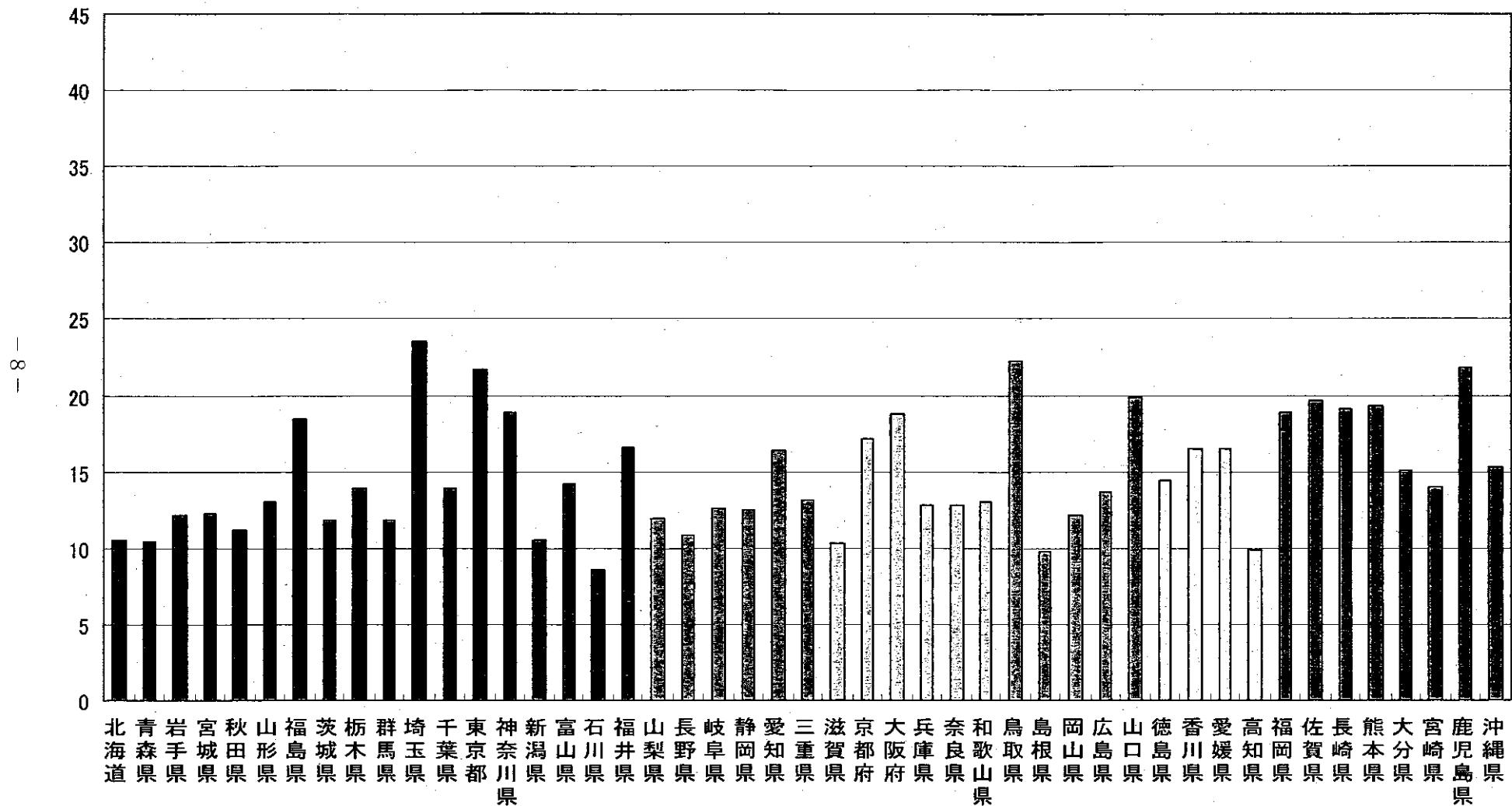
- 6 -



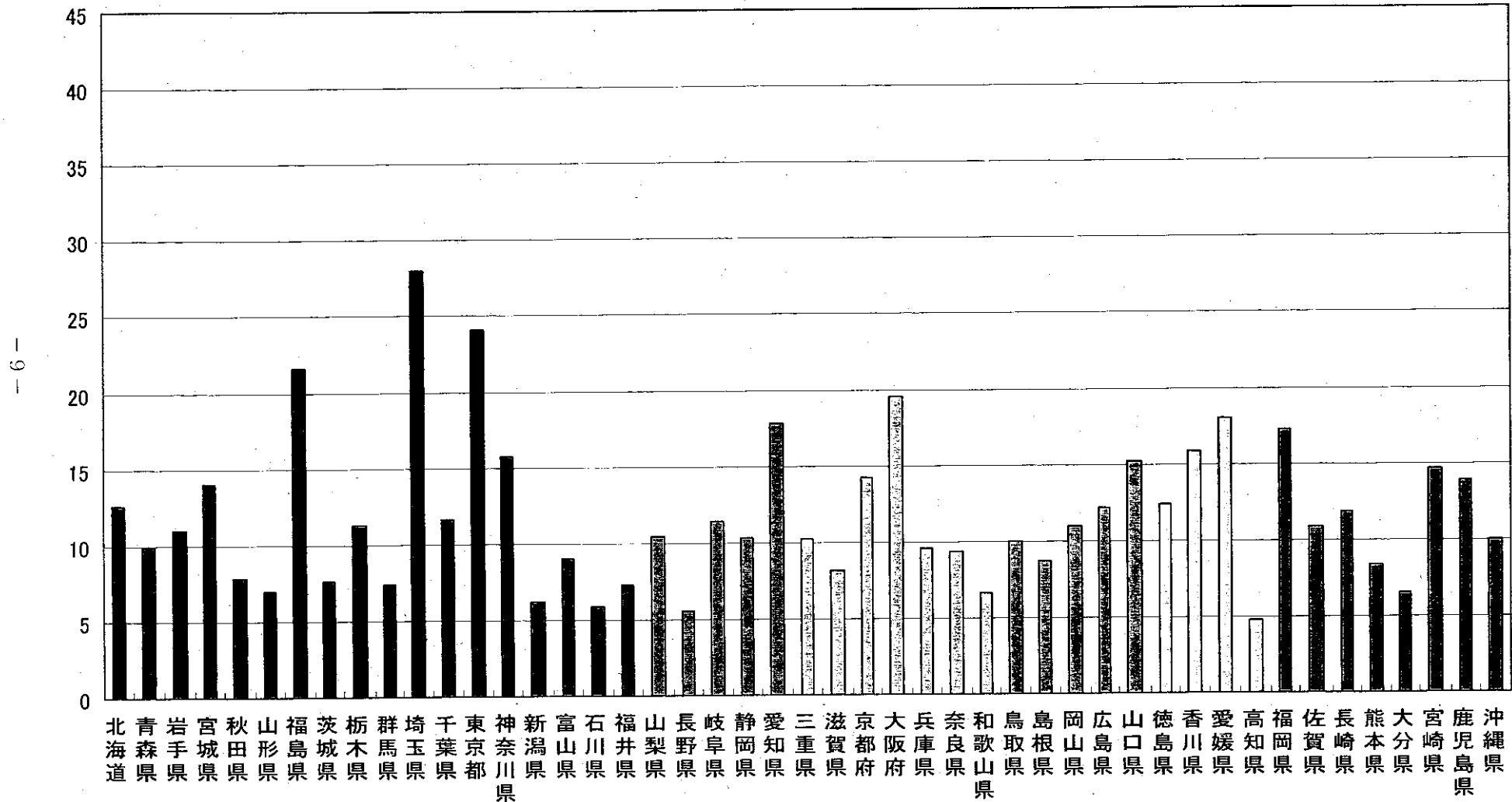
支援費ホームヘルプサービス一人当たり平均利用時間数



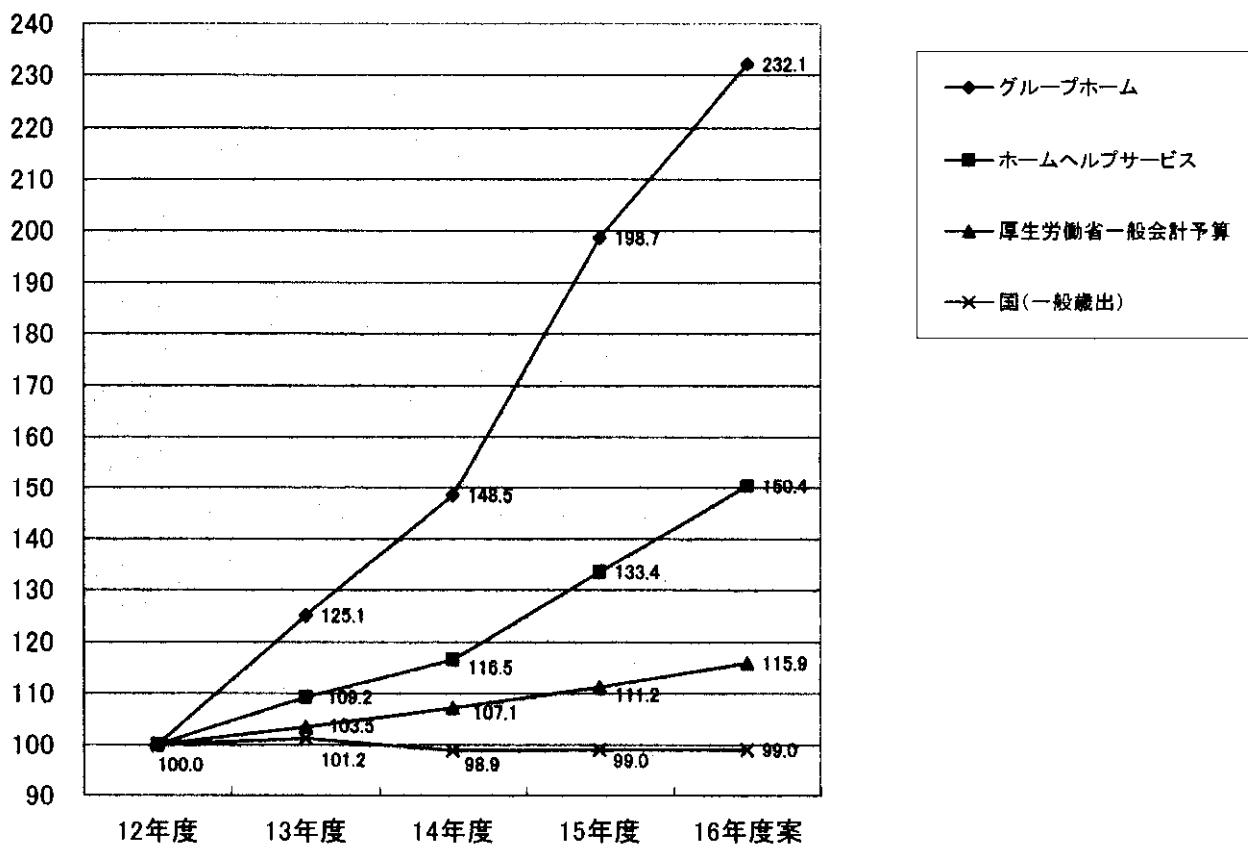
支援費ホームヘルプサービス一人当たり利用時間数(除く日常生活支援)



支援費ホームヘルプサービス一人当たり利用時間数(移動介護)



予算額の推移(平成12年度を100とした場合の指數)



(注) グループホーム、ホームヘルプサービスの15年度は12/12月分としたベース

○ 予算額の推移

(単位: 億円)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度案
ホームヘルプサービス	227.1	247.9	264.6	277.7	341.5
対前年度伸び		(+9.1%)	(+6.7%)	(+4.9%)	(+23.0%)
グループホーム	37.1	46.4	55.1	67.5	86.1
対前年度伸び		(+25.1%)	(+18.7%)	(+22.5%)	(+27.5%)
国(一般歳出)	480,914	486,589	475,472	475,922	476,320
対前年度伸び		(+1.2%)	(-2.3%)	(+0.1%)	(+0.1%)
厚生労働省一般会計予算	174,251	180,421	186,684	193,787	201,910
対前年度伸び		(+3.5%)	(+3.5%)	(+3.8%)	(+4.2%)

(注) ホームヘルプサービス、グループホームの15年度予算は11/12月分ベース

支援費制度の事業運営上の工夫に係る地方自治体からの提案について

平成16年度以降の事業運営上の工夫について、都道府県、指定都市、中核市及び定點自治体（77市町村）の意見を聞いたところ、延べ365件の具体的な提案が寄せられており、複数の自治体から提案があった項目は、次のとおり。

注：（ ）内は、自治体数

- 支援費の支給決定に当たって、支給量やサービス類型の適用等に係る詳細な基準や専門機関を設けるべき。（36）
- 利用者負担の応益化や負担額の引き上げ、負担額の上限廃止をすべき。（34）
- 早朝、夜間及び深夜における加算額の算定方法をサービス利用開始時による算定から実際の提供時間による算定へと変更すべき。（21）
- ケアマネジメントを制度化すべき。（15）
- 家事援助、移動介護及び日常生活支援にも身体介護と同様に、30分未満の単価を設定すべき。（14）
- 移動介護の身体介護「有」と「無」の区分をなくし、一本化すべき。（12）
- 身体障害者の短期入所にも知的障害者及び障害児の短期入所と同様に、日中のみの利用を設定すべき。（10）
- 障害児のデイサービスにも身体障害者及び知的障害者のデイサービスと同様に、時間による単価を設定すべき。（9）
- 知的障害者及び障害児のホームヘルプサービスにも身体障害者のホームヘルプサービスと同様に、日常生活支援の単価を設定すべき。（9）
- 居宅生活支援費の支払方法を計画に基づく支払いから、提供実績に基づく支払いへと変更すべき。（7）
- グループホーム世話人の業務と、グループホームでのホームヘルパーの業務を明確にすべき。（6）

- 施設訓練等支援費を日単位で支給できるようにすべき。(6)
- グループホームの程度区分を2区分から3区分へと変更すべき。(6)
- 移動介護の身体介護「有」と「無」の単価の格差を縮小すべき。(5)
- デイサービスの単価を引き上げるべき。(5)
- 短期入所の日中のみの利用にも送迎加算を設定すべき。(5)
- 支援費の支給量に上限を設定すべき。(5)
- グループホームに人員配置基準を設定すべき。(4)
- 日常生活支援の単価を引き上げるべき。(4)
- ホームヘルプサービスや移動介護を複数で利用できるようにすべき。(4)
- 宿泊を伴う短期入所に時間による単価を設定すべき。(3)
- 身体介護を長時間利用する場合、単価を引き下げるべき。(3)
- 過疎地域や離島等に配慮した地域加算を設定すべき。(3)
- 中・高生がデイサービスを利用できるようにすべき。(3)
- グループホームに重症心身障害者・児加算を設定すべき。(2)
- グループホームの単価を支援体制に応じて設定すべき。(2)
- 施設訓練等支援費の単価を人員配置に応じて設定すべき。(2)
- 重症心身障害者・児の短期入所における医療系と非医療系の単価の格差を縮小すべき。(2)
- デイサービスに重症心身障害者・児加算を設定すべき。(2)
- 介護保険と同様に、乗降介助の単価を設定すべき。(2)

- 夜間等に見守りを行う巡回型のホームヘルプサービスを設定すべき。(2)
- 視覚障害者、全身性障害者以外の身体障害者も移動介護を利用できるようにすべき。(2)
- 移動介護での乗用車利用を認めるべき。(2)
- 介護保険事業所で居宅生活支援サービスを利用できるようにすべき。(2)
- 身体介護での通院と移動介護での通院を一本化すべき。(2)
- 同一人に対する身体障害者サービスと知的障害者サービスでの利用者負担額の上限を一本化すべき。(2)

II 就労支援

1 平成16年度における取組み

(1) 障害者施策が、施設福祉から地域生活支援へという大きな流れにある中で、障害者の地域生活において雇用・就業は欠かせない要素である。このため、16年度において次の事業を拡充。

① 障害者の就業面及び生活面の一体的な支援を効果的に行うことにより、障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、障害者就業・生活支援センター事業の実施か所数の拡大（47か所→80か所）。

② 身近な地域で障害者が利用できるよう小規模通所授産施設について、対前年度4割増となる252か所増（637か所→889か所）を図るなど大幅拡充。

(2) 「一般校を活用した障害者職業能力開発事業」及び「障害者の態様に応じた多様な委託訓練」を新たに実施（職業能力開発局所管）。

このうち、「障害者の態様に応じた多様な委託訓練」については、授産施設、小規模通所授産施設等の社会福祉法人や、NPO法人等による積極的な活用を期待。

2 今後の就労支援の在り方の検討

(1) 障害者の就労支援に関する省内検討会議の設置（別紙5）

障害者の福祉的就労から一般就労への移行の促進等の仕組みを構築するに当たり、雇用と福祉の連携を深め、制度横断的な施策の調整を行う。
(平成16年2月18日設置)

(2) 小規模通所授産施設及び小規模作業所等の今後の在り方に関する懇談会の設置（別紙6）

小規模通所授産施設及び小規模作業所について、事業運営の改善策等の検討を行うとともに、今後の在り方を中心・長期的な観点から議論を行う。
(平成16年2月25日設置)

障害者の就労支援に関する省内検討会議の設置について

1 趣 旨

現在、障害者の多くは企業での就労を望んでいるが、実際には、いわゆる福祉的就労から一般就労へ移行した者は約1%にとどまっている。

また、盲、聾、養護学校高等部卒業者の進路をみると、2割が就職であるのに対し、6割弱が施設・医療機関となっている。

このような状況を改善し、障害者の福祉的就労から一般就労への移行の促進等の仕組みを構築するに当たり、雇用と福祉の連携を深め、制度横断的な施策の調整を行うため、障害者の就労支援に関する省内検討会議を設置する。

2 構成員

構成員は、次のとおりとする。

厚生労働審議官

職業安定局高齢・障害者雇用対策部長

職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課長

職業能力開発局長

職業能力開発局総務課長

能力開発課長

社会・援護局保護課長

社会・援護局障害保健福祉部長

社会・援護局障害保健福祉部企画課長

障害福祉課長

精神保健福祉課長

参事官（労働政策担当）

その他、必要に応じ、省内の関係課の協力を求める。

3 検討項目

- (1) 雇用支援策の強化
- (2) 働く場の拡大
- (3) 福祉的就労から一般就労への移行の促進

4 その他

事務局は、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課が、職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課、職業能力開発局能力開発課の協力を得て行う。

「小規模通所授産施設及び小規模作業所等の今後の在り方に関する懇談会」について

1 設置の趣旨

小規模通所授産施設及び小規模作業所について、事業運営の改善策等の検討を行うとともに、今後の在り方を中心、長期的な観点から議論するために設置する。

2 位置付け

短期間でフレキシブルな議論ができるよう、意見交換を中心に懇談会形式で行う。
(希望があれば傍聴も可)

3 構成メンバー 計 8名 + 厚生労働省(障害福祉課、精神保健福祉課)

○小規模作業所等関係 8団体・・・各1名ずつ 8名

日本身体障害者団体連合会、全日本手をつなぐ育成会、きょうされん、
全国精神障害者家族会連合会、全国精神障害者地域生活支援協議会、
全国社会就労センター協議会、日本知的障害者福祉協会、
全国精神障害者社会復帰施設協会

4 検討の進め方

事業運営の改善策の検討（第1回、第2回）
実施可能な事業運営の改善策等をまとめる。

中・長期的な在り方の検討（第3回、第4回）
中・長期的な在り方については、4月22日に行われる全国集会を考慮し、3月中にまとめる。

III 障害者福祉施設関係

1 人権侵害等の防止の徹底

- (1) 最近、障害者福祉施設における人権侵害、預かり金の不正管理等の事例が相次いでおり、このような事案の発生を防止するための取組みを徹底していくことが不可欠。
- (2) 特に、支援費制度においては、利用者と施設が対等の立場に立ち、契約によりサービス提供が図られる仕組みであり、人権侵害等の不適切事例は、制度の根幹を搖るがす看過することができない問題。
- (3) 社会的に許容されない不祥事が発生した場合には、事実関係及び発生原因の速やかな究明、特別監査等を実施し、責任の所在を明確にするなど、厳正な処置を図るとともに、施設関係者による自主的・積極的な取組みを促すなど、行政と民間関係者が協力して人権侵害等の防止の徹底を図ることが必要。

2 平成16年度における障害者施設の整備

- (1) 厳しい財政状況の下、障害者基本計画及び新障害者プランに基づき、新障害者プラン関連施設のうち緊急性、必要性の高い整備を計画的に推進。
- (2) 一方、障害者入所施設の新設については、新障害者プラン等において、「地域の実情を踏まえて、真に必要なものに限定する」こととされており、この方針に沿った対応を図ることが必要。
- (3) しかしながら、地方自治体からの16年度の施設整備要望の中には、入所施設の新設等の案件が相当数盛り込まれていることから、入所施設の整備のあり方につき、今後、外部の有識者のご意見も聴き、具体的な方針を検討。